

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
綾川町	粉所地区（粉所東・粉所西） (西山、竹本、東竹本、西川北、東川北、北横谷、南横谷、東下和田、東本谷、西本谷、西下和田、大原、向原、国時、宮池、北地、上王地、諏訪成、桜谷、長相、美和田、平田、東仲和田、林ヶ谷、岡、小屋谷、砂田、庄坂、日吉、山神、白土、坂川、田尾、堂免、小谷、若狭、木戸浦、笹谷、梅谷、永富、貞重、下田井、萩ノ谷、横谷、浦谷、木地伐、林境、笹ノ丸、川成、影、弘法、宮下、日浦、孫浦、廻当、龍頭谷、西ノ谷、山犬谷、西始、西田尾、西本谷、相口始、赤羽、相口甲、柿佐古、萱之道上、信ヶ原、新名、立石、向山、藤川、小丸、高山、横谷、深田、上新名、岡田井、信常、宮谷、上地頭、下地頭、桑内、北桑内、一ツ橋、吉原谷、池ノ奥、西朽木、森清、朽木、東朽木、南小野、東小野、北小野、西小野、井手上、田万、西田万、北山、西峯、峯ヶ内)	令和4年3月29日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	222.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	149.5ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕地面積の合計	83.7ha
I うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	46.8ha
II うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.0ha
(備考)	

注1：③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論するうえで適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

粉所地区のアンケート調査によると、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は9.0haである一方、耕作者が70歳以上で後継者が未定又は不明の農地は47.9haとなっているため、将来的に耕作放棄地の増加が予想される。

中山間地域のため担い手が特に少ない。イノシシ等の被害を受けて維持管理が困難となる農地が増加している。

中山間地域のため、法面の草刈等の負担が大きい。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区的農地利用は中心経営体である認定農業者等が担うほか、慢性的に担い手が不足していることから、他地域からの認定農業者等の受け入れや、集落営農組織の新設、認定新規就農者等の育成支援に関係機関と連携して取り組んでゆく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置づけられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

○農地中間管理機構の活用方針

農業継続が困難となった農地については、農地中間管理機構を積極的に活用して中心経営体への農地集積を一層推進させるとともに、農作業の負担軽減と効率化のため農地の集約化にも取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

町の補助事業を活用した防護柵等の設置を推進するとともに、中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用して農地の維持管理に努める。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・露地野菜	2.00	水稻・露地野菜	2.00	
認農	B	水稻・施設野菜	0.85	水稻・施設野菜	0.85	
認農	C	水稻・麦	5.00	水稻・麦	10.00	
認農	D	米・麦・露地野菜・施設野菜	0.30	米・麦・露地野菜・施設野菜	1.30	
認農法	E	露地野菜	1.20	露地野菜・麦	4.20	
認農法	F	畜産	0.10	畜産	0.10	
計	6 経営体		9.45		18.45	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。